## <医師用>

## 意見書

保育所施設長 様

入所児童氏名

病名「

1

令和 年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印又はサイン

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ 防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願い します。 感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となっ てからの登園であるようご配慮ください。

## ○医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん(はしか)	発症   日前から発しん出現後の 4日後まで	解熱後3日を経過してから
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	  発しん出現 ~2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹 が発現した後5日が経過してから
結核		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎(はやり目)	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の 症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること(抗菌薬を決められた期間服用する。5日間服用後は医師の指示に従う)
腸管出血性大腸菌感染症		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が
(OI57.O26.OIII等)		終了し、48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認され、医師
		により感染のおそれがないと認めるまで。

※上記以外の病名の場合はこちらにご記入下さい。